

大阪府電気自動車用充電設備導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、大阪府民が利用する駐車場における電気自動車の充電設備の設置を支援することにより、電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図ることを目的として、予算の定めるところにより、電気自動車用充電設備導入支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則第2条の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 充電設備 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が **10kW** 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が **10kW** 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が **50kW** 以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する **200V** 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

オ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

二 国補助金 「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付要綱（20211213 財製第4号）」に基づき、充電設備を導入する者に対し交付する補助金をいう。ただし、同交付要綱に基づき交付事業を執行する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「国補助金事業執行団体」という。）が定める「クリーンエネルギー・自動車導入促進補助金交付規程（充電インフラ整備事業）」第4条第2号に規定する「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）」に限る。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、電気自動車等の利便性の向上又は普及の促進に寄与すると考えられる不特定多数の人が訪れることができる商業施設等の利用者が使用する駐車場（別表第1に掲げるもの）において、充電設備（第4条に規定するもの）を購入して設置する事業とする。

(補助対象設備)

第4条 本補助金の交付の対象となる充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 前条に規定する駐車場に設置するものであること。
- 二 国補助金事業執行団体が補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。
- 三 今後、新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと。
- 四 国又は大阪府の他の同種の補助金（第2条第二号に規定する国補助金を除く）の交付を重複して受けるものでないこと。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、規則第2条第二号イからハのほか、使用人その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者があるものを除く。

- 一 国補助金の交付決定を受けたもの
- 二 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 国
 - イ 地方公共団体（大阪府内の市町村及び大阪府内の市町村が設置する一部事務組合を除く。）

(補助対象経費及び交付決定額等)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業における補助対象設備の購入費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 交付決定額は別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 要件確認申立書（様式第2号）
- 二 暴力団等審査情報（様式第3号）
- 三 誓約書（様式第4号）

- 四 国補助金の交付決定通知書の写し
- 五 導入施設の概要（施設の概要が確認できる書類、地図、写真等。）
- 六 設置予定場所の概要（位置図、写真等。）
- 七 補助対象設備に係る支出予定額を確認できる見積書その他の書類
- 八 設置場所が借地の場合は、当該土地の使用の許諾及び充電設備を設置することの許諾があることを証する書類
- 九 法人（地方公共団体を除く。）にあっては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3カ月以内の発行のもの。）の写し及び役員名簿（リースの使用者及び契約者を含む。）
- 十 個人にあっては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等。）の写し
- 十一 充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類（上記「九」で代替することも可。）
- 十二 納税証明書（未納のないことが証明できるものであって、発行日から3カ月以内のもの。）の写し
 - ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書。ただし、大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- 十三 その他知事が必要と認める書類

（交付申請の要件）

第8条 前条の交付申請は、別表第3に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。

（交付申請の受理）

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定するものとする。また、本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとする。

（補助金の交付の決定）

第10条 知事は、第7条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容等を交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に対して通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 4 知事は別表第3第五号の申告があった場合には、必要に応じて補助金の額の確定にお

いて減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第 11 条 交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第 7 条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第 6 号）により申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する期日を経過した日に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、知事が認める場合に限り、交付申請取下承認申請書により申請の取下げをすることができる。

3 補助事業者は、国補助金の交付の申請を取り下げるときは、その提出の日から 10 日以内に、交付申請取下承認申請書により本補助金の交付申請の取下げを申請しなければならない。

4 前各項の規定による交付申請取下承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る本補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容の変更等)

第 12 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当するときは、補助事業の内容及び経費配分の変更承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 4 号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第 13 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更とは、補助対象経費について、変更後の金額が変更前と比較して 20%以内の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

2 規則第 6 条第 1 項第 2 号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

第 14 条 知事は第 12 条の規定により提出のあった変更承認申請書等について審査し、その内容を認めるときは、変更交付決定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第 15 条 規則第 12 条の規定による報告は、実績報告書（様式第 11 号）を、補助事業を完了した日の翌日から起算して 30 日以内または令和 5 年 1 月 31 日までのいずれか早い日

までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類（発注書、請求書、領収書等。）の写し
 - 二 充電設備設置の完了を確認できる書類（設置場所図面、写真等。）
 - 三 購入した補助対象設備が正常に動作することを証する書類（充電設備のメーカーが発行する保証書等。）
 - 四 充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写し
 - 五 国補助金の確定額が分かる書類（実績報告書の提出時に国補助金の確定額が分からない場合は、判明した時点ですみやかに提出すること。）
 - 六 補助金の振込に係る口座の申請者名義を証する書類

（補助事業等の検査）

第 16 条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（補助金の額の確定）

第 17 条 知事は、第 15 条の規定による報告を受けた場合においては、規則第 13 条の規定により当該報告書等を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、別表第 2 に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに支払請求書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 19 条 知事は、規則第 8 条及び規則第 15 条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合
- 五 国補助金の交付決定が取り消された場合

六 前五号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第 16 条及び規則第 17 条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還に係る命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から 20 日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(財産の管理)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、補助事業実績報告書に記載した設置場所においてその効率的運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 21 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は 5 年とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の経理)

第 22 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(補助事業の公表)

第 23 条 知事は、規則第 5 条の規定により交付決定を行った補助事業に係る情報のうち、充電設備を設置する駐車場を有する施設の名称、所在地及び充電設備の種類等、必要と認めるものを公表できることとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

【別表第1】

一 大阪府の区域内に敷地を有する次に掲げる施設の利用者が使用する駐車場
ア 商業施設
イ 宿泊施設
ウ 観光施設
エ 遊戯施設
オ 公共施設
カ 飲食施設
二 大阪府の区域内に事業地を有する時間貸し駐車場

※個人宅（自宅兼事務所も含む）に付随する駐車場及び従業員専用駐車場等、特定の利用者しか利用できない駐車場は申請を不可とする。

【別表第2】

一 交付決定額	国補助金の交付決定額のうち補助対象設備に係る額に 1/2 を乗じた額
二 補助金の確定額	国補助金の確定額のうち補助対象設備に係る額に 1/2 を乗じた額

【別表第3】

<p>一 一つの工事ごとに交付申請を行うこと。</p> <p>二 充電設備をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。</p> <p>三 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。</p> <p> ア 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。</p> <p> イ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。</p> <p> ウ 契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、大阪府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大阪府の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。</p> <p> エ 大阪府は、申請者が前各列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者は大阪府から求めがあった場合は、その求めに応じること。</p>
--

- オ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、大阪府は必要な措置を求めることができるものとする。
- 四 充電設備の発注及び支払いは、令和4年4月1日以後であること。
- 五 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、大阪府に申告すること。
- 六 充電設備の設置及びその支払いが第15条に規定する実績報告の期限日までに完了すること。
- 七 設置した充電設備について、第21条第1項に規定する財産処分制限期間を満了できること。
- 八 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- 九 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等の徴収は可とする。）
- 十 充電場所を示す案内板を入口に設置すること。
- 十一 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第15条に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- 十二 本補助金を受けて設置した旨を補助対象設備に表示すること。